



著作物については、企業の広報活動（ホームページ、会社案内等）、広告活動（チラシ・フライヤー・カタログ・商品説明書等）等のさまざまな分野において、法的権利処理が必要になります。

たとえば、写真であれば撮影者が著作者であり、著作権者となります。

企業がカメラマンの撮影した写真を事業活動に採択するときには、撮影者との間において、写真利用の許諾または著作権譲渡について契約を取り交わします。また、著作権の権利処理とは別に、写真の被写体が一般の人物であれば肖像権、有名人であればパブリシティ権の権利処理が必要になります。撮影対象が「ねぶた」などの美術の著作物であれば、その写真を改変すれば、著作権や著作者人格権（ねぶた師）を侵害するとみられる場合もあります。

著作物の種類には、写真の他に「言語の著作物」（小説、論文、俳句、講演、演説等）、「音楽の著作物」（楽曲、楽曲と同時に使用される歌詞）、「映画の著作物」（映画、テレビ番組、ゲームソフト等）のように様々なものがあります。今回は、イメージキャラクター（イラスト：美術の著作物）の公募を例にして、著作権マネジメントの実際をご紹介します。

ある公的機関（〇〇市〇〇〇〇協議会、以下「協議会」という。）が、イメージキャラクターを一般公募しました。公募要領には「採用されたイメージキャラクターについては、著作権を含むすべての権利は協議会に譲渡する。」との文言を入れてあるとのこと。その協議会から行政書士であるあなたに、キャラクターを決定したので、その後の手続についてアドバイスしてほしいと相談がありました。さて、どのように対応したらよいのでしょうか。

1. 公募要領の内容確認

協議会イメージキャラクター公募要領	
1. 趣旨	〇〇市民に親しまれる協議会をめざし、広くイメージキャラクターを募集し、協議会のPRに使用する。
2. 募集期間	平成26年〇月〇日～平成26年〇月〇日
3. 応募資格	〇〇市に居住している方又は通勤・通学している方
4. 応募方法	A4サイズ用紙（用紙1枚に作品は1点です。） メールで応募するときは、jpg形式又はPDF形式、2MB以内とする。
5. 応募規定	<ul style="list-style-type: none"> ① 作品は未発表に限りません。 ② 応募作品は返却しません。 ③ 採用作品の著作権、使用権、商品化権は、その他一切の権利は、当協議会に帰属します。 ④ 採用作品は、協議会のホームページ及び各種イベントの配布資料や啓発グッズ・印刷物等の各種施策に活用し、イベント・アトラクションにおける着ぐるみにも使用します。 ⑤ 使用にあたっては、補作、修正させていただくことがあります。

最初に確認するのは、公募要領の記載、採用されたイラスト、そして実際の使われ方等です。今後のキャラクターの使用予定も聞いておきます。

2. 契約書作成

公募要領では、採用されたイラストの創作者(=著作者)に、著作権、商品化権等の譲渡を求めていること、着ぐるみ等への著作物の改変も予定していることを読み取り、今後の使用予定も勘案して契約書を作成していきます。

合 意 書

協議会(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、平成26年度の甲イメージキャラクターにおいて採択された乙の作品(現在「〇〇〇〇」の愛称で使用されているもの。以下「本件著作物」という。)について、以下のとおり合意したので、この合意書に調印する。

第1条(目的)

甲が、平成26年〇月1日から同年〇月31日までの期間において公募を行った「甲 キャッチフレーズ・イメージキャラクター」募集要領中、「応募規定」の第5号「採用作品の著作権、使用权、商品化権、その他一切の権利は本会に属します。」の規定を根拠として、イメージキャラクターに関する権利の内容を相互に確認することを目的とする。

第2条(著作権の譲渡)

乙は、本件著作物の著作者であるところ、今般、本件著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)を甲に譲渡した。

第3条(著作権の譲渡の登録)

甲は、前条に基づき著作権譲渡の事実を文化庁の著作権登録原簿に登録するための申請を行うものとし、その手続きは甲の費用負担のもとで甲が行い、乙はこれに協力するものとする。

第4条(商品化権、アトラクション等での実演利用に関する権利)

甲は、自らもしくは第三者をして本著作物を用いた商品化を行うこと、本著作物を利用した着ぐるみ等によりアトラクション等を行うこと、その他甲の広報活動等に本著作物をなんらの制約を受けることなく利用することができる。

第5条(著作物の翻案)

甲は、本件著作物を用いて立体形状の商品化を行う場合等に必要とされる本件著作物の翻案(改変)を、甲の事業活動に必要な範囲において行うことができる。

第6条(著作者人格権)

乙は、前条に定める本著作物著作物の翻案について、著作者人格権を行使しない。

第7条(協議事項)

本合意書に定めのない事態が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議し解決にあたる。

本合意の証として、合意書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県〇〇市〇〇
〇〇法人〇〇市〇〇〇〇協議会
理事長 〇〇〇〇 ㊟
乙 住所 _____
氏名 _____ ㊟

著作権の譲渡にあつては、第2条にある「著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)を譲渡した」のように、「著作権法第27条及び第28条」を特掲する方法によって行います。もし、このような特掲を行わないときは、著作者にそれらの権利、すなわち二次的著作物(原著作物を翻訳・編曲・変形・脚色・映画化・その他翻案したもの)の創作権と二次的著作物の利用権は留保(参考1:著作権法第61条第2項)されます。今回は、公募により採択したイラストとしての利用以外に「着ぐるみ」(立体的形状)その他への改変を予定しているため、改変できる権利(二次的著作物の創作権)の譲渡は必須となります。

【参考：著作権法第61条】

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する 権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

第4条及び第5条の記載は、二次的著作物の創作権の譲渡を第2条で明記しているため、わざわざ記載する必要がないともいえます。しかし、もし将来、このキャラクターが人気となり、よく知られるようになったときに、契約範囲の解釈に疑義が残らないようあえて記載してあります。第7条は、たとえ二次的著作物の創作権を甲が取得したときでも、著作者人格権に基づく「同一性保持権」(参考2：著作権法第20条第1項)という権利(一身専属制の権利)が著作者にはありますので、意に反する改変を認めない権利を著作者が行使しないことを明らかにするために、特記しています。

【参考2：著作権法第20条第1項】

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

3. 著作権登録申請

合意書の第3条で確認した著作権の移転(譲渡)を原因とする「著作権登録申請」について解説します。

譲渡人は、採択された著作物の著作者、譲受人は今回の依頼者である協議会です。「著作物の複製物」とは、著作物の種類が「美術の著作物」であるときに添付するイラストのコピーのことであり、A4かそれより小さい用紙で添付します。

この申請書には、登録権利者の委任状と登録義務者の単独申請承諾書を添付していますので、押印は代理人欄の氏名の右横の一か所のみとなります。

登録されると、協議会が、著作権の譲渡を受けた著作権者であることについて第三者対抗要件を具備することになります。

著作権登録申請書

平成26年 月 日

収入
印紙
(18,000円)

文化庁長官 殿

フリガナ ○○○○

1 著作物の題号 ○○○○

2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日月
平成26年○月○日に下記の者の間に著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)の譲渡があった。
譲渡人 兵庫県○○○○○
○○ ○○
譲受人 兵庫県○○市○○
○○法人○○市○○○○協議会
理事長 ○○ ○○

3 登録の目的 著作権譲渡の登録

4 前登録の年月日及び登録番号 なし

5 申請者

(登録権利者)	〒○○-○ Tel(○○)○-○○
住所(居所)	兵庫県○○市○○...
フリガナ	○○○○・イ
氏名(名称)	○○法人○○市○○○○協議会 理事長 ○○ ○○
代理人	〒○-○ Tel(○)○-○
住所(居所)	兵庫県○○○○○....
フリガナ	ギョウセイシヨシ ○○
氏名(名称)	行政書士 ○○ ○○ ㊟
(登録義務者)	〒 - Tel()
住所(居所)	○○○○○....
フリガナ	○○
氏名(名称)	○○ ○○

6 添付資料の目録

著作物の明細書	1通
譲渡証書	1通
単独申請承諾書	1通
委任状	1通
著作物の複製物	1通

(添付書類：著作物の明細書)

著作物の明細書	
1 著作物の題号	〇〇〇〇
フリガナ	
2 著作者の氏名(名称)	〇〇 〇〇
3 著作者の国籍	
4 最初の公表の際に表示された著作者名	
5 最初の公表年月日	平成〇年〇月〇日
6 最初に発行された国の国名	
7 著作物の種類	美術の著作物
8 著作物の内容又は体様	

「〇〇〇〇なまちをみんなでつくろう」をキャッチフレーズにして活動する〇〇協議会のキャラクターとして・・・・・・を・・・・・・〇〇市の市花である〇〇と〇〇市の市鳥である〇〇〇〇を・・・・・・地域の抱えている〇〇の困りごとを解決して、明るい地域の〇〇をともにつくっていけるよう・・・・・・という形で・・・・・・を表現し、・・・・・・した。詳細は別紙の通り。

「著作物の内容又は体様」については、400字以内で記載します。

詳細は、以下の文化庁HPからダウンロードできる「登録の手引き」の中の「【著作物の明細書】記載上の注意事項」を参照してください。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/index.html

(添付書類：譲渡証書)

収入 印紙 (200円)	譲 渡 証 書	
	平成26年 月 日	
	(登録権利者)	
	住所 兵庫県〇〇市〇〇	
	名称 〇〇法人〇〇市〇〇〇〇協議会	
	理事長 〇〇 〇〇 殿	
	(登録義務者)	
	住所	〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇〇 ㊟
	下記の著作物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を平成26年〇月〇日に貴法人に譲渡したことに相違ありません。	
	記	
	著作物の題号	〇〇〇〇
	フリガナ	
	著作者の氏名(名称)	〇〇 〇〇

登録義務者は著作者、登録権利者は依頼者である協議会です。

(添付書類：単独申請承諾書)

単独申請承諾書	
平成26年 月 日	
(登録権利者)	
住所	兵庫県〇〇市〇〇
名称	〇〇法人〇〇市〇〇〇〇協議会 理事長 〇〇〇〇 殿
(登録義務者)	
住所	〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇 印
下記の著作物の著作権に関する平成26年〇月〇日付け譲渡契約に基づく著作権譲渡の登録の申請を貴法人が単独で行うことを承諾します。	
記	
著作物の題号	〇〇〇〇
フリガナ	〇〇・・・
著作者の氏名(名称)	〇〇 〇〇

譲渡人(登録義務者)に「譲渡証書」を渡して押印していただくときに、「単独申請承諾書」にも押印していただくと、著作権登録申請書への押印をお願いに行かなくて済みます。また、譲渡人にとっても手間が省けます。

(添付書類：委任状)

委 任 状	
私は _____ を代理人と定め、	
次の事項を委任します。	
1. 下記の著作物に係る著作権の譲渡の登録申請及びそれに関連に関する一切の件	
記	
著作物の題号	〇〇〇〇
フリガナ	
著作者の氏名(名称)	〇〇 〇〇
平成26年 月 日	
住所	兵庫県〇〇市〇〇
名称	〇〇法人〇〇市〇〇〇〇協議会 理事長 〇〇〇〇 殿

(参考：協議会ホームページでの著作権に関する案内文例)

〇〇〇〇の著作物利用に関するお問い合わせ

〇〇〇〇のキャラクターについては、〇〇市〇〇協議会が保有する著作権によって保護されています。同キャラクターのご利用に関しましては、〇〇〇〇のイメージ維持のため、その利用目的・態様等を当協議会が管理しておりますので、当協議会の許諾なしにご利用になる事はできません。商品化や広告・販促での利用など、〇〇〇〇キャラクターのご利用に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

受付時間： 10:00～17:00 ※土、日、祝、年末年始を除く

TEL：

FAX：

E-mail：

これ以外に許諾の条件、範囲、期限、対価等を定めた「イメージキャラクター利用規程」の作成提案等を行うこともできます。